

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会  
(令和7年度第4回)

審議事項 第2号

高齢者福祉施設の現状と効果的な活用に向けた  
取組（案）について

# 高齢者福祉施設の現状と効果的な活用に向けた取組 (案)

令和7年（2025年）11月 旭川市

# 1 高齢者福祉施設の概要

○本市は、高齢者等の福祉の増進を目的として老人福祉センター及び高齢者等健康福祉センター（以下「高齢者福祉施設」という。）を5施設、設置している。

○それらの施設は、4つの機能を持ち、関連事業を実施しているが、昭和55年度の北部老人福祉センター開設以降、少子高齢化の進行のほか、介護保険制度の創設や集会施設の整備など、高齢者福祉施設を取り巻く環境に変化が生じている。

○高齢者福祉施設の設備等は、住民センターや公民館と同様、各種講座やレクリエーション活動に利用できる室のほか、「心身の健康の保持」に関する事業として、看護師等の配置、寄附を受けたマッサージ器等の配置、浴室の提供などを行っている。

○高齢者福祉施設の機能及び事業、設備等は、老人福祉法の規定等に準じている。

## 機能1：生きがいづくり

- ・講演会、講習会その他教養講座の開催
- ・趣味及び軽作業の実施
- ・レクリエーション及びクラブ活動の促進

## 機能2：心身の健康の保持

- ・健康相談、保健指導及び機能回復訓練の実施

## 機能3：日常生活上の不安軽減

- ・生活、身上及び職業の相談指導

## 機能4：社会的活動への参加促進

- ・世代間交流事業の企画及び運営に関すること

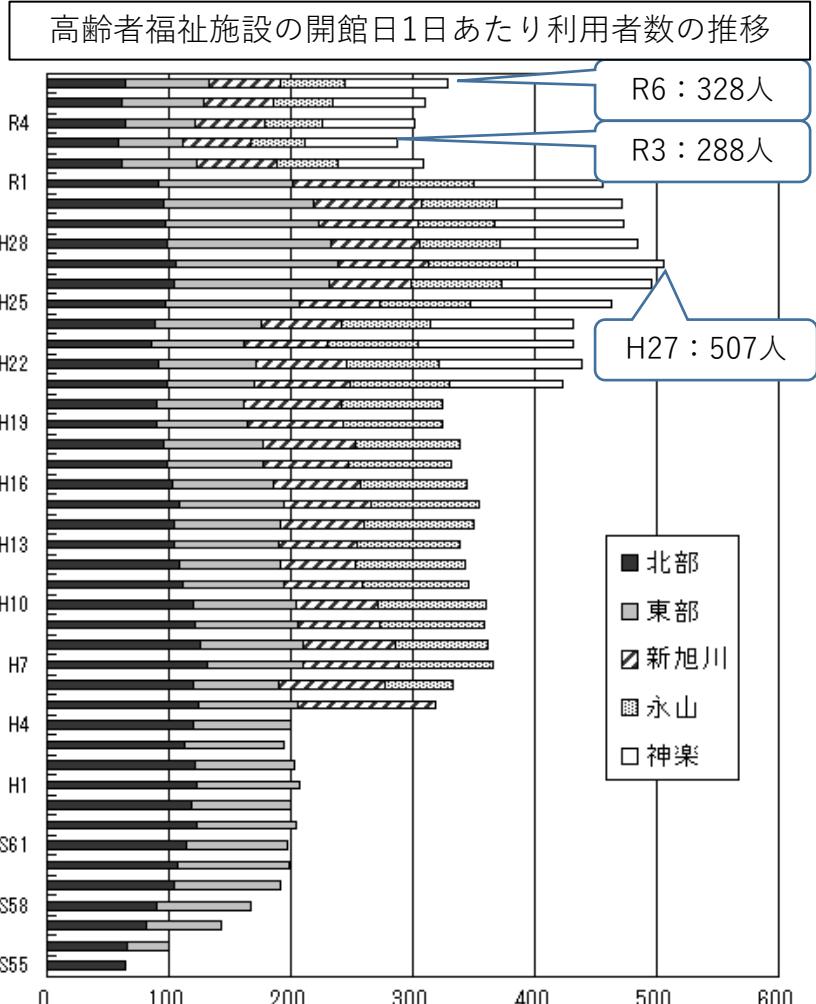
【参考：老人福祉法（昭和38年施行）より抜粋】  
(老人福祉センター)

第二十条の七 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

## 2 高齢者福祉施設の利用者数の推移等

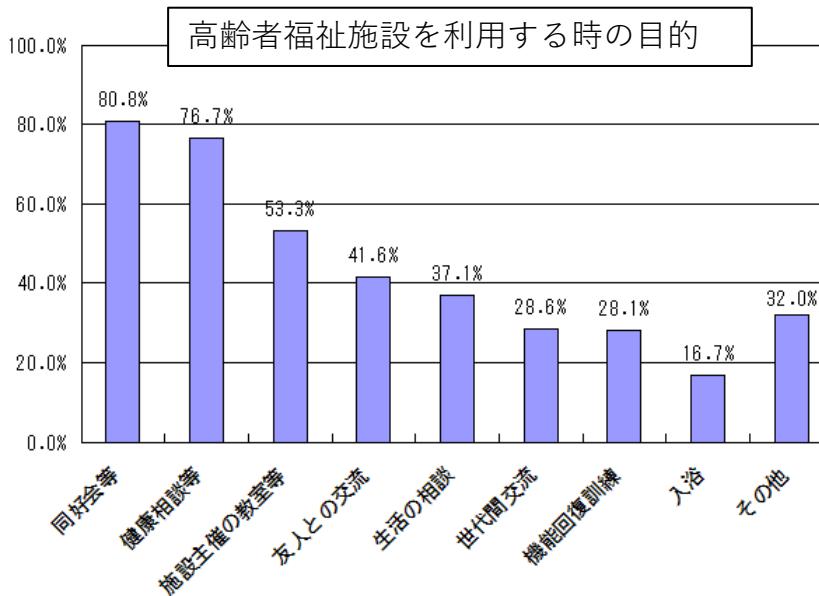
- 高齢者福祉施設の利用者数は、新規開設に伴って増加する傾向にあり、これまでの期間では、平成27年度の1日あたり507人が最も多く、以降、減少に転じ、コロナ禍の影響により令和3年度の288人まで落ち込み、令和6年度は328人となっている。
- 管理運営は、指定管理者制度を導入しており、それらに要する費用は、103,170千円（令和7年度当初予算）で、ほぼ全額一般財源である。

施設名 開館日数（令和6年度）	所在地	建築 年度	延床面積
北部老人福祉センター 293日	春光2条7丁目	1980	約930m <sup>2</sup>
東部老人福祉センター 293日	東旭川南1条6丁目	1981	約950m <sup>2</sup>
いきいきセンター新旭川 308日	新富1条2丁目	1993	約990m <sup>2</sup>
いきいきセンター永山 345日	永山3条19丁目	1994	約480m <sup>2</sup>
いきいきセンター神楽 308日	神楽4条8丁目	2009	約1,120m <sup>2</sup>

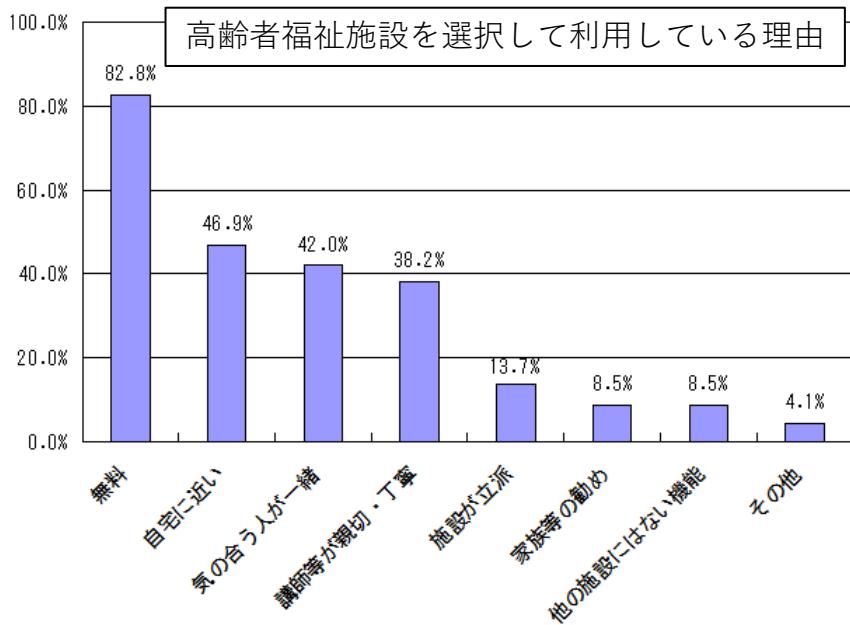


### 3 – 1 高齢者福祉施設の利用実態（利用実態に係るアンケート調査の主な内容）

- 高齢者福祉施設の利用者は、「同好会やサークル活動」と「健康相談・保健指導」を中心に、平均、4つの利用目的を持って利用しており、施設は、その多機能性を発揮していることがうかがわれる。
- 「心身の健康の保持」に関する事業のうち、「機能回復訓練」と「入浴」は、利用目的としている利用者の割合が、比較的、低い。



- 高齢者福祉施設の利用者は、「無料で利用できるから」を中心に、平均2つから3つの理由を持って利用している。
- 「無料で利用できるから」を選択した者の割合は80%以上で、他の理由と比べて極めて高く、「他の施設にはない機能を提供しているから」は、理由として選択した者の割合が、「その他」を除いて最も低く約9%となっている。



### 3 – 2 高齢者福祉施設の利用実態

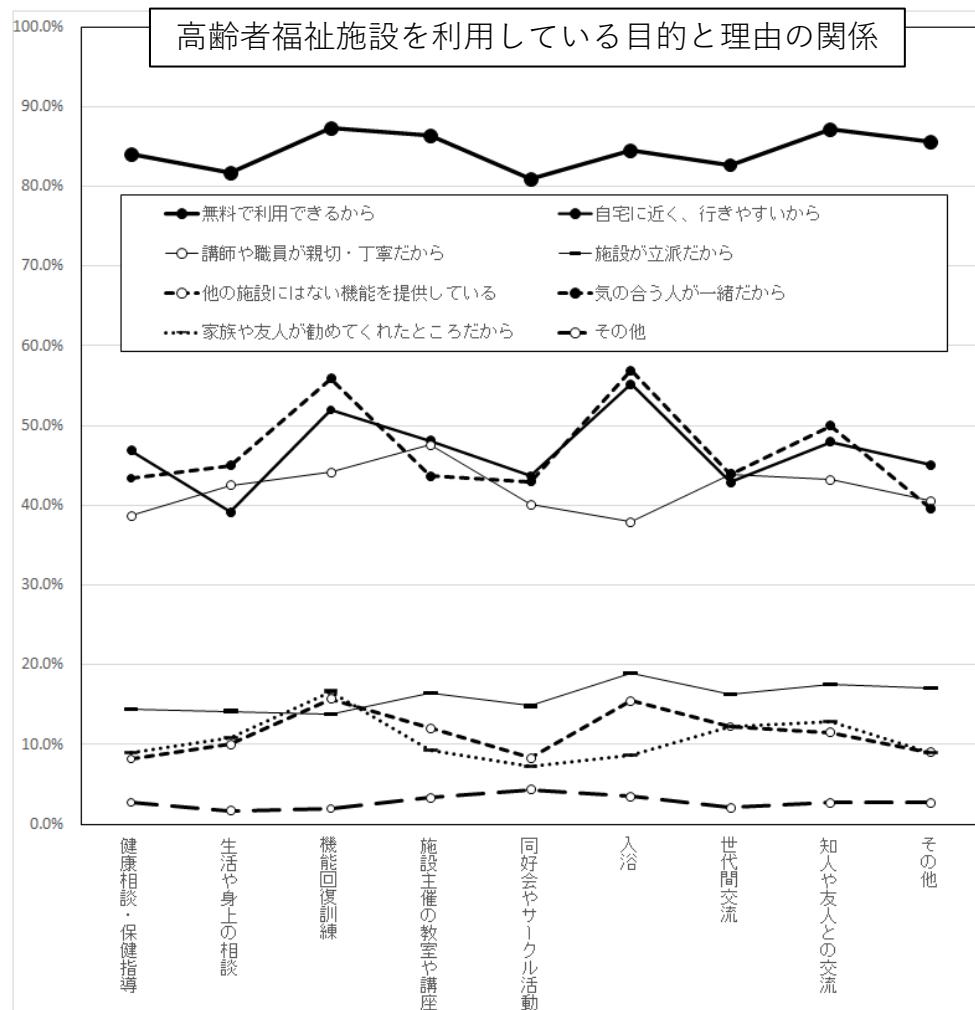
○高齢者福祉施設の9つの利用目的ごとに理由の選択状況を見ると、いずれの目的においても「無料で利用できるから」を選択した者の割合は80%以上となっている。

○高齢者福祉施設は、「健康相談・保健指導」、「生活や身上の相談」、「機能回復訓練」、「入浴」を提供していることを特徴としているが、それらについて、理由の選択状況を見ると、「他の施設にはない機能を提供しているから」を選択した者の割合は8%から16%にとどまっている。

○高齢者福祉施設の利用について、自由記載で意見を求める質問に対し、123人が回答した。

○回答は、エアコンや個人で購入することが困難な電位治療器等の設置などの設備等に関する内容のほか、卓球台や壁鏡の整備を含めたサークル活動の充実に関する内容が多く見られた。

○それらの内容からも、利用者のニーズが、「同好会やサークル活動」、「施設主催の教室や講座」、「知人や友人の交流」を通じた、生きがいづくりであることがうかがわれる。



## 4 高齢者福祉施設を取り巻く環境の変化

### 高齢者福祉施設を取り巻く環境の変化

### 影響

#### 少子高齢化の進行

- 60歳以上人口数が占める割合は、昭和55年9月末の11%から令和6年10月1日の42%に増加（旭川市「住民基本台帳」）。
- 60～64歳人口に占める就業者の割合は、昭和55年の54.1%から令和6年の74.3%へ、65～69歳人口に占める就業者の割合は、同様に40.2%から53.6%に増加（総務省「労働力調査」）。
- 「高齢者は何歳以上か」との質問に対し、70歳以上と回答した者の割合が最も高く29.1%となっている一方、60歳以上と回答した者は1.1%にとどまっている。（内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」）
- アンケート調査によれば、利用者の年齢層について、60歳代が10.4%であるのに対し、70歳代が59.1%、80歳代が27.4%となっている。

対象年齢を60歳以上とすること又は対象年齢を設定する理由を見出すことが困難となっている。

#### 集会施設等の整備状況

- 高齢者福祉施設の設置目的と類似し、「生きがいづくり」に係る機能を持つ施設を多数整備している。特に、住民センター（4施設）、地区センター（8施設）、公民館（本館14施設）は、市内の各地に設置されている。
- アンケート調査によれば、高齢者福祉施設の利用者のうち約59%が、定期的に利用している施設として、住民センター・地区センターや公民館を選択している。

「生きがいづくり」関連事業について、同様の機能を持つ施設が多数整備されている。そのような中、引き続き、無料とすることが適切なのか、検討の必要性が高まっている。

#### 高齢者福祉施策の推進

- 平成12年度の介護保険制度の施行により、既に、より多様で専門的なサービスを安定的に利用できる環境となっている。

「心身の健康の保持」関連事業について、求められている専門性の低下や必要性の低下、形骸化が生じている。

## 5 – 1 機能及び事業の効果的な活用に向けた検討事項（機能1）

高齢者福祉施設の機能及び事業について、「高齢者福祉施設の利用実態」と「高齢者福祉施設を取り巻く環境の変化」を踏まえ、効果的な活用に向けた検討事項を整理する。

### 機能1 生きがいづくり

#### 事業1－1 講演会、講習会その他教養講座の開催

- これを目的とする利用者の割合が約53%となっており、機能を比較的、発揮している。
- 住民センター・地区センター、公民館など、「生きがいづくり」に係る機能を持つ施設を多数整備しており、それらの施設は、室利用に当たり利用料金を設定している。

引き続き、「生きがいづくり」に係る事業として継続。  
今後、受益者負担の導入を検討。

#### 事業1－2 レクリエーション及びクラブ活動の促進

- これを目的とする利用者の割合が80%以上となっており、機能を発揮している。
- 住民センター・地区センター、公民館など、「生きがいづくり」に係る機能を持つ施設を多数整備しており、それらの施設は、室利用に当たり利用料金を設定している。

引き続き、「生きがいづくり」に係る事業として継続。  
今後、受益者負担の導入を検討。

## 5 – 2 機能及び事業の効果的な活用に向けた検討事項（機能 2）

### 機能 2 心身の健康の保持

#### 事業 2 – 1 健康相談及び保健指導 配置している看護師等により血圧測定や各種相談に対応

- |   |                  |
|---|------------------|
| ○これを目的とする利用者の割合が約77%となっており、機能を発揮している。                           | 配置から派遣に見直しながら継続。 |
| ○介護保険制度の施行後、施設に求められている専門性の度合いが変化し、看護師等の専門職を常時配置することの必要性が低下している。 |                  |

#### 事業 2 – 2 機能回復訓練の実施 寄附を受けたマッサージ器や電位治療器を設置

- |  |   |
|--|---|
| ○これを目的とする利用者の割合が約28%にとどまっているほか、利用している理由から、知人や友人との交流を通じた「生きがいづくり」を目的とする事業となっていることがうかがわれる。 | 費用等を抑えながら、交流機会の提供による「生きがいづくり」に関する事業として継続。 |
| ○介護保険制度の施行後、形骸化が生じている。   |   |

#### 事業 2 – 3 浴室の提供 定期的（一部の施設を除き週1日）に浴室を提供

- |  |  |
|--|--|
| ○これを目的とする利用者の割合が約17%にとどまっているほか、利用している理由から、知人や友人との交流を通じた「生きがいづくり」を目的とする事業となっていることがうかがわれる。 | 提供回数を縮小しながら交流機会の提供による「生きがいづくり」に関する事業として継続し、維持管理に多大な費用を要する場合は廃止を検討。 |
| ○住環境の改善や介護保険制度の施行により、施設が、心身の健康の保持として、実施する必要性が低下している。                                     |  |

## 5 – 3 機能及び事業の効果的な活用に向けた検討事項（機能3、機能4）

### 機能3 日常生活上の不安軽減

事業3－1 生活、身上及び職業の相談指導 配置している職員が相談に対応し必要に応じて関係機関へのつなぎを行う

○これを目的とする利用者の割合が約37%となっている。

特段の設備等を要さないことから継続。

○少子高齢化の進行により、気軽に相談できる場の必要性が高まることが想定される。

### 機能4 社会的活動への参加促進

事業4－1 世代間交流事業の企画及び運営に関するこ

○これを目的とする利用者の割合が約29%となっている。

知識と経験を活用しながら社会的活動への参加を促進することの必要性は変わらないことから継続。

## 6 まとめ

機能	事業	方向性	実態を踏まえた 当面の機能及び事業に向けた検討
生きがいづくり	・講演会、講習会等の開催 ・レクリエーション及びクラブ活動の促進	継続	○「生きがいづくり」に関する事業として継続 ○将来に向けて、受益者負担の導入を検討
心身の健康の保持	・健康相談及び保健指導	継続（見直し）	○「心身の健康の保持」に関する事業として継続 ○看護師等について、配置から派遣を検討
	・機能回復訓練の実施	継続	○「生きがいづくり」に関連する事業として継続
	・浴室の提供	継続（見直し）	○「生きがいづくり」に関する事業として継続 ○提供回数縮小（維持管理に多大な費用を要する場合は廃止含む）を検討
日常生活上の不安軽減	・生活、身上及び職業の相談指導	継続	○「日常生活上の不安軽減」に関する事業として継続
社会的活動への参加促進	・世代間交流事業の企画及び運営に関するこ	継続	○「社会的活動への参加促進」に関する事業として継続

- 当面の機能及び事業に向けた検討は、現行の指定期間が令和8年度末までとなっていることから、令和9年度からの実施（受益者負担の導入を除く）を想定して、関連する作業を進める。
- 対象年齢設定の廃止と受益者負担の導入は、いずれも制度改正であり、当面の機能及び事業に向けた取組状況を踏まえながら、実施時期等を検討する。